

令和8年度 事業計画

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

一般財団法人 日本鯨類研究所

事業の基本方針

当研究所は、昭和62（1987）年より政府の許可の下で鯨類捕獲調査とそれに続く鯨類科学調査及びその他鯨類に関連した調査を事業の柱とし、それによって得られる資料を用いて研究を実施し、鯨類資源の持続的利用のための科学的ベースを国際捕鯨委員会等に提供してきた。さらに鯨類その他の海産哺乳類の利用・管理に関する国際的動向についての情報収集やその分析を行い、鯨類を中心とした海洋生物資源の持続的利用に関する啓発普及活動を実施してきた。しかし、令和元（2019）年6月末に日本政府が国際捕鯨取締条約から脱退したことにより、これまで実施してきた捕獲を伴う鯨類科学調査は中止され、当研究所を取り巻く環境も大きく変化した。

商業捕鯨が令和元（2019）年7月から再開されたが、商業捕鯨を本格的に実施継続していくためには、適切な資源管理方式に基づき持続可能な捕獲可能量を算出し、これに従って鯨類資源を適切に管理していく必要がある。当研究所はこれらの実現に必要な目視調査などの非致死的研究調査を実施し、科学データに基づき国内外の研究機関と連携し鯨類の資源量推定および資源評価等を行っていく。併せて母船式捕鯨や基地式捕鯨等において、生物学・海洋学的なデータの収集を行い、従来の熟練観察者による船舶を用いた目視調査に代わる目視調査方法の一つとして受動的音響機器による鳴音の観測実験、船等からのAI学習用の画像撮影、得られた画像のAI学習の予備的な検討等を行う。これまで当研究所が実施してきた鯨類科学調査で得られた結果との比較検討を行って、資源管理に資する調査研究を継続していく。更には従来の鯨類捕獲調査や鯨類科学調査で得られたデータを補完する目的で座礁鯨の調査等を実施する。

また、沿岸海域での小型捕鯨船による捕鯨操業の効率的・効果的な操業を確立するための調査分析及び技術開発等を引き続き実施する。この他、鯨類その他の海産哺乳類の利用・管理に関する国際的動向について引き続き情報収集とその分析を行うとともに、鯨類を中心とした海洋生物資源の持続的利用に関する啓発・普及活動を推進していく。

和歌山県太地町の国際鯨類施設内に開設した太地事務所と公開図書室を活用し、充実した研究環境で鯨類の持続的利用に関わる調査研究活動の更なる発展を図る。また、持続的利用の理解推進、鯨文化の啓発及び鯨食普及活動を行う。

令和8年度においては、以下の事業を行う。

実施事業

1. 持続的利用調査等事業【補助事業】
2. 円滑化実証等事業（沿岸海域のうち調査分析事業）【補助事業】
3. 水産資源調査・評価推進委託事業のうち国際協調型調査事業のうち鯨資源調査事業【委託事業】

4. 水産資源調査・評価推進委託事業のうち国際協調型調査事業のうち
DNA検査事業【委託事業】
5. DNA登録事業
6. 国際鯨類施設運営事業
7. その他連携支援事業
8. 賛助会

詳細は以下の通り。

1. 持続的利用調査等事業【補助事業】

本事業は、捕鯨業が安定的に実施されるために必要な鯨類資源の適切な管理と持続的利用を推進することを目的としたものであり、改訂管理方式（RMP）などによる捕獲可能量の算出に必要な目視調査などの非致命的調査を実施し、得られた科学データにもとづき鯨類の資源評価を行う。また、商業捕獲された鯨体や座礁した鯨体の生物調査を含む生物学・海洋学的なデータの収集を行い、鯨類科学調査で得られた結果との比較検討を行って海洋環境の変化が鯨類資源に与える影響等を検討する。これら調査で得られたデータ等については、国内外の大学や研究機関等と連携を強化して利活用することにより、鯨類資源の管理と利用に貢献していく。

更に鯨類の持続的利用、捕鯨関連文化や鯨食等の情報収集及び発信を国内外で実施するとともに、鯨類資源管理に関する我が国の立場について、国際社会の理解を深めるため、国内外の関係者、専門家等を招聘した会合の開催や諸外国で開催される国際会議に専門家等を派遣する。

2. 円滑化実証等事業（沿岸海域のうち調査分析事業）【補助事業】

本事業は、特に基地式捕鯨業の効率的・効果的な操業形態を確立するために、鯨体処理場における生物調査や操業開始前後の目視調査、さらには鯨体処理場由来の廃水や未利用部位の処理に関する更なる研究開発と実証実験等を実施する。また、捕鯨業の抱える課題の抽出とその改善にも取り組み、適切な捕鯨操業の実現を目指す。

3. 水産資源調査・評価推進委託事業のうち国際協調型調査事業のうち 鯨資源調査事業【委託事業】

本事業は、鯨資源の分布量及び系統群や回遊行動などの生態学的情報を収集するため、北太平洋にて調査船を使用して、目視調査やバイオプシー採集等の非致命的調査を実施する。また、関係国並びに国際研究機関等との会議の開催について、今年度及び次年度以降の目視調査の計画に関する準備及び運営を行う。この調査により得られた試料やデータは、専門家チームにより分析及び研究が行われ、鯨類の資源量推定や系群解析に使用される。

4. 水産資源調査・評価推進委託事業のうち国際協調型調査事業のうち DNA検査事業【委託事業】

本事業は、流通段階にある鯨製品を抜き打ち検査のため300サンプル程度購入して、そのDNA分析（種及び個体識別）を行った後に、所内で構築している「鯨類DNA登録デー

データベース」と照合し、当該検査結果を取りまとめ、水産庁長官に提出する。

5. DNA登録事業

本事業は、定置網でひげ鯨等の混獲があった場合、報告者より持ち込まれた鯨肉等のサンプルについてDNA分析および登録を行った後に、報告者へ分析結果の連絡を行う。この他別途分析依頼のあったサンプルについても同様のDNA分析を行い、依頼者に分析結果の連絡を行う。

6. 国際鯨類施設運営事業

本事業は、太地町が建設した国際鯨類施設内において、当研究所が施設の設置目的に沿った管理・運営を行う。

7. その他連携支援事業

本事業は、当研究所が長年に亘り蓄積してきた知見やノウハウを活かして捕鯨業及び捕鯨関連以外の様々な業種と連携し、またはこれらの業種を支援することで国内外の水産資源の適切な管理と利用等に貢献する。

8. 賛助会

当研究所の目的と活動に賛同を得た法人及び個人から成り、年4回発行される機関誌（鯨研通信）等を賛助会員へ発送する。会員数並びに会費収入の増加に向けた取り組みを行う。

以上